第８０回彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会　議事録

１　日時

令和７年１月２７日（月）　午前９時から１１時まで

２　開催

Teams によるＷｅｂ会議形式

３　出席委員

二宮委員長、小川委員、加藤委員、眞砂委員、八木澤委員、宮西委員

４　審議事項及び審議結果

(1)　案件５

ア　発注機関：寄居林業事務所

イ　工　　事：５大野復旧治山工事（その２）

ウ　入札方式：指名競争入札

エ　質疑応答：

委員：

２点質問がある。今回の工事は、図面を見るとまた崩落が起きるかもしれないと感じられ、崩落に対する応急処置みたいな位置づけのように見えるが間違いないか。２点目は、６万円くらいの変更契約があるが、0.03%にも満たない細かい金額でも再積算して変更契約をしなければいけないのか。これにかかる事務処理の人件費の方がかかるように思うため、教えていただきたい。

発注機関：

応急処置ではない。大きな崩落が上部にあり、土砂が下流にいかず、周りに拡大しないよう堰堤を作り、崩落を止めている。道下についてもたまっている崩落土砂を止め、周辺の森林に拡大しないように堰堤を作っている。残りの大きな斜面については、来年度土留め工という、山腹工事を施工してここの山を完全に復旧する。

変更契約は、必要があり実施したものについては、適正な金額を提示して変更していくことが基本であり、高い安いではなく、必要だったかどうかで内容を変更し、それに見合う金額の変更をさせていただいている。

委員：
　この工事が緊急性を要するかということが重要と思いまして、１回目に一般競争入札で落札者がいなかった後に、もう一度一般競争をされて、さらにその後、指名競争で実施したとのことで、事務処理の時間が伸びることで、現場が危険にさらされたのではないかと県民目線だと思うが、ルールに従うとこのような形となるのか？

発注機関：
　一般競争入札で不落ということで、随契ということも考えられたが、時期的な問題で業者がほかの手持ち工事があり取れなかったことも考えられた。崩れたのが令和元年で比較的すぐに土砂が出るわけではないということで、基本的なルールに基づいて、競争性をもってやりたいとのことで、２回目の一般競争を実施した。

委員：
　令和元年に崩れて安定しているならばとも思うが、写真を見ると怖いなという思いもあり、タイミングと入札の手続きの選定について、誤解を受けなければいいなと思った。

（審議結果）当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。

(2)　案件６
ア　発注機関：越谷県土整備事務所
イ　工 事 名：３０５５川の再生推進工事
　　（大相模調節池水上デッキ整備工（設計・施工））（下部工）
ウ　入札方式：随意契約（２号）
エ　質疑応答：

委員：
　プロポーザル方式というと、企画力を求めるものと思っていたが、デッキについては、仕様書で定められているのか？どの程度仕様書が定まっていたのか？

発注機関：
今回のデッキについては、細かい仕様は決まっていたものではない。

イオンモールの横にデッキを整備して、その上にイオンが店舗を整備するものであるが、そのイオンの店舗整備と合わせて一緒に協議しながらデッキの仕様を決めていくという内容になっている。

委員：
デッキの部分については、すべて県が負担するのか？イオンもこれに対して負担するのか？

発注機関：
デッキについては、県が整備し、その上の店舗はイオンの負担でイオンが整備を行っている。

委員：
水辺の空間を使ってもらうために、あえてここにデッキを作り、その上に民間の企業に物を作ってもらう。土地はいっぱいあるのに、あえてここに店舗を置く必要があるのか。

発注機関：
今回の事業については、「水辺でベンチャー事業」といい、県と越谷市、越谷市と協定を締結した民間企業の３社が整備をするものである。今回の大相模調整池の横にはイオンレイクタウンという日本最大級の施設があり、集客力がある。イオンのアウトレットにデッキを整備し、そこに店舗を置く計画を作り、それに基づいて進めていく。

委員：
契約の中に、イオンは入っていないのか？
一緒に契約すれば、上部工も上屋も含めてもっとスマートにいけたのではないかと素人目では見えるがどうか。

発注機関：
契約の形ではなく、協定という形で検討しながら進めており、上部工については店舗の計画の詳細も決まっておらず、店舗が載る重さが分かれば、下部工ができるということで施工している。

委員：
店舗が載る重さが分かれば、上部工も設計できるのではないか？

発注機関：
　上部工については、細かい広さやどこに配管を通すかによって下水や水道等細かい調整が必要で、今もその調整が続いている状態のため、当初から入れることが難しかった。

委員：
　複雑で一般の方にはわかりづらいだろうなと感じる。税金で進められている事業のため、分かりやすいスキームがあるとよい。官民で連携することや水辺の空間を使うことも良いことだと思うが、プロセスが分かりやすいとより良い。なぜ県がここまで金を出さないといけないのかと思う方もいると思うし、県としてやらないといけないことを淡々と決まりに基づいてやっていると見えた方がよいと感じた。

（審議結果）当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。

(3)　案件７
　ア　発注機関：杉戸県土整備事務所
　イ　工 事 名：総合交付金（河川）工事（庄兵衛堀川・導排水路付帯工）
　ウ　入札方式：随意契約（５号）
　エ　質疑応答：

委員：
　当初の計画からトラブルが起こって、それに対応するための業務だと理解した。予期しない埋設物が出てきたことは仕方がないと思うが、地盤の話は、ここに通すことは決まっていたと思うが、ボーリング調査などから予期できなかったのか？

発注機関：
　事前のボーリング調査は４か所行っているが、調査結果では、地盤の強度を示すＮ値が一定の強度を示すということで、施工を進めていた。経緯は不明だが、一部地下に埋めたような層があり、鉄筋や殻が含まれており、局所的にゆるい地盤があり、対策工事が必要となった。事前のボーリング調査は行っていたが、その間に局所的に弱い部分があったということである。

委員：
　その４か所というのは、今回問題が起こった周辺では取っていなかったということか？

発注機関：
　ボーリングの箇所については、池側の立坑のあたりで１本とっていて、
そこが近かったがそことは違う地盤があったということである。

委員：
　工事中で、こういう状況だと現場が止まっていると思うが、通常は変更で対応することが頭に浮かんでくるがそのあたりはどうなのか？

発注機関：
　基本的には管路の推進工事とは別の地盤の改良工事であることから、別途発注とした。しかしながら、速やかに施工する必要もあり、JV でやっている施工業者のうち主たる企業に随意契約で発注し施工した。

委員：
　本体工はいくらぐらいの規模なのか？

発注機関：
　本体工は、８億４千万程度である。

委員：
　お金の割合だけで判断するのはもちろんよくないし、別途契約されたことはいいと思うが、先ほどの説明の中で緊急性を要するという言葉が何度も出てきたので、３割、２割程度の変更であれば業者が対応できないものを変更で付けたりするのはまずいが、結局のところ２社の JV の内の１社がやるということで、十分対応できることと、この工事に付随して必要となった対策工なので、十分説明がつくと思った。別に契約を分けられたことは悪いとは思わないが、速やかにかつ安全性も考えると変更契約で対応するという方法もあったと考えた。

（審議結果）当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。